

○美咲町課設置条例

平成17年6月22日

条例第239号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき、次の課及び室を置く。

(1) 本庁

総務課

理財課

地域みらい課

くらし安全課

税務課

住民生活課

長寿しあわせ課

健康推進課

こども笑顔課

上下水道課

産業観光課

建設課

みさき共創室

(2) 旭総合支所

地域振興課

(3) 柵原総合支所

地域振興課

(分掌事務)

第2条 前条の課及び室の分掌事務は、規則で定める。

(委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成17年7月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月20日条例第11号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年2月16日条例第1号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月24日条例第2号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月17日条例第4号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月19日条例第5号）  
この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年6月12日条例第18号）  
この条例は、平成27年7月1日から施行する。

附 則（平成28年3月24日条例第4号）  
この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年6月16日条例第23号）  
この条例は、平成29年7月1日から施行する。

附 則（平成30年3月27日条例第4号）  
この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月22日条例第3号）  
この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和3年12月10日条例第26号）  
この条例は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月17日条例第11号）  
この条例は、令和5年4月1日から施行する。